

令和 7 年 度

愛知県健全化判断比率及び愛知
県資金不足比率の審査意見書

愛 知 県 監 査 委 員

8 監 査 第 114 号
令和 8 年 8 月 18 日

愛知県知事 大 村 秀 章 殿

愛知県監査委員	今 田 幹 雄
同	小 川 淳
同	柏 木 勝 広
同	山 本 浩 史
同	中 根 義 高

令和 7 年度愛知県健全化判断比率及び令和 7 年度愛知県資金
不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき
審査に付された令和 7 年度愛知県健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項の
規定に基づき審査に付された令和 7 年度愛知県資金不足比率に対する意見
書を別紙のとおり提出します。

愛知県健全化判断比率及び愛知県 資金不足比率の審査意見書

目 次

	頁
第 1 健全化判断比率の審査.....	1
1 審査の概要.....	1
2 健全化判断比率の概要.....	1
(1) 実質赤字比率.....	2
(2) 連結実質赤字比率.....	3
(3) 実質公債費比率.....	4
(4) 将来負担比率.....	4
3 審査の結果.....	7
第 2 資金不足比率の審査.....	8
1 審査の概要.....	8
2 資金不足比率の概要.....	9
(1) 公営企業に係る特別会計(地方公営企業法適用企業).....	10
(2) 公営企業に係る特別会計(地方公営企業法非適用企業).....	10
3 審査の結果.....	10
(参 考)	
地方財政健全化法の各比率の対象範囲.....	11

第 1 健全化判断比率の審査

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 7 年度決算に係る数値等を基に算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、愛知県監査委員監査基準に準拠して審査を実施した。

(1) 審査の項目

健全化判断比率

(2) 審査の着眼点

ア 健全化判断比率の算出過程に誤りはないか。

イ 算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であるか。

(3) 審査の実施内容

知事から提出された令和 7 年度決算に係る数値等を基に算定された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、その内容を聴取するなどの方法により、上記 2 つの着眼点に主眼を置き慎重に審査を行った。

2 健全化判断比率の概要

健全化判断比率は、次のとおり、いずれの指標も早期健全化基準未満である。

区分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
	%	%	%
実質赤字比率	— (—)	3.75	5
連結実質赤字比率	— (—)	8.75	15
実質公債費比率	13.0 (13.4)	25	35
将来負担比率	153.4 (152.0)	400	

(注) 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、比率は「—」で表示する。

2 ()は前年度の比率を示す。

3 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令で定められた数値である。

なお、健全化判断比率の各比率の詳細は、以下のとおりである。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、実質収支額が黒字であり、算定されない。

会計名	実質収支額 (A) - (B) - (C)	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)
	千円	千円	千円	千円
① 一般会計	68,116,265	3,179,105,833	3,088,751,207	22,238,361
② 一般会計等に属する特別会計	1,160,212	720,656,288	718,891,235	604,841
・ 公債管理特別会計	0	683,307,109	683,307,109	0
・ 証紙特別会計	491,943	17,939,679	17,447,736	0
・ 母子父子寡婦福祉資金特別会計	0	121,067	107,831	13,236
・ 中小企業設備導入資金特別会計	0	652,357	582,882	69,475
・ 就農支援資金特別会計	0	38,400	28,524	9,876
・ 沿岸漁業改善資金特別会計	0	381,559	61	381,498
・ 県有林野特別会計	141,726	1,249,875	1,108,149	0
・ 林業改善資金特別会計	0	130,911	155	130,756
・ 県営住宅管理事業特別会計	526,543	16,835,331	16,308,788	0
③ 一般会計等 (① + ②)	69,276,477	3,899,762,121	3,807,642,442	22,843,202
④ 標準財政規模	1,541,095,813			
実質赤字比率 (③ / ④)	% —			
(前年度の比率)	% (—)			

- (注) 1 実質収支額が黒字の場合は、実質赤字比率は「—」で表示する。
2 標準財政規模の額には、臨時財政対策債発行可能額を含んでいる。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字であり、算定されない。

会計名	実質収支額 (A) - (B) - (C)	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)
① 一般会計等以外の特別会計 のうち公営企業に係る特別会計 以外の特 別 会 計 ・ 国民健康保険事業特別会計	千円 16,842,944	千円 553,194,389	千円 536,351,445	千円 0

会計名	資金剰余額 (A) - (B)	流動資産等の額 (A)	流動負債等の額 (B)
② 公営企業に係る特別会計 (地方公営企業法適用企業)	千円 57,491,605	千円 135,547,083	千円 79,138,191
・ 県立病院事業会計	0	7,340,284	8,422,997
・ 水道事業会計	23,014,758	29,266,289	6,251,531
・ 工業用水道事業会計	10,091,331	14,456,496	4,365,165
・ 用地造成事業会計	18,096,861	73,660,235	55,563,374
・ 流域下水道事業会計	6,288,655	10,823,779	4,535,124

- (注) 1 県立病院事業会計の流動負債等の額(B)には、特別減収対策企業債、公営企業施設等整理債及び病院事業債(経営改善推進事業)に係る企業債残高(2,267,176 千円)を含んでいる。
- 2 用地造成事業会計の流動負債等の額(B)には、土地造成等経費に係る企業債残高(49,635,000 千円)を含んでいる。
- 3 県立病院事業会計の資金剰余額(A) - (B)は負の数となるが、解消可能資金不足額(2,373,902 千円)を算入できるとされており、資金不足額が発生しないため「0」で表示している。

会計名	資金剰余額 (A) - (B) - (C)	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)
③ 公営企業に係る特別会計 (地方公営企業法非適用企業) ・ 港湾整備事業特別会計	千円 264,460	千円 4,494,535	千円 4,229,033	千円 1,042
④ 一般会計等	69,276,477			
⑤ 連結実質収支額 (① + ② + ③ + ④)	143,875,486			
⑥ 標準財政規模	1,541,095,813			
連結実質赤字比率 (⑤ / ⑥)	% —			
(前年度の比率)	% (—)			

(注) 連結実質収支額が黒字の場合は、連結実質赤字比率は「—」で表示する。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は 13.0%であり、早期健全化基準(25%)未満である。

区分	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
	千円	千円	千円
① 県債の元利償還金	186,629,515	193,760,452	199,782,987
② 準元利償還金	176,677,975	179,237,108	181,235,302
③ 基準財政需要額に算入された 公債費及び準公債費の額	196,189,213	205,698,103	214,368,818
④ 標準財政規模	1,541,095,813	1,475,278,780	1,440,405,836
実質公債費比率(単年度) ((①+②-③)÷(④-③))	% 12.4	% 13.2	% 13.6
実質公債費比率(過去 3 か年平均)	% 13.0	% 13.4	% 13.2

(4) 将来負担比率

将来負担比率は 153.4%であり、早期健全化基準(400%)未満である。

区分	金額	前年度比較増減
	千円	千円
① 将来負担額	5,992,928,776	1,750,430
ア 一般会計等に係る県債の現在高	5,387,871,259	Δ27,516,404
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	42,832,102	Δ6,058,451
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る県債の償還 に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	93,230,878	5,641,630
エ 名古屋港管理組合の起債の償還に係る県の負 担見込額	41,377,309	1,923,234
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見 込額	409,221,286	25,263,177
カ 設立法人の負債額等に係る一般会計等負担見 込額	18,395,942	2,497,244
(ア) 愛知県道路公社	0	0
(イ) 名古屋高速道路公社	0	0
(ウ) 愛知県土地開発公社	0	0

(エ) 第三セクター等	3, 123, 173	Δ921, 883
(オ) 制度融資等	15, 272, 769	3, 419, 127
キ 受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額	0	0
ク 設立法人以外への貸付金に係る一般会計等負担見込額	0	0
ケ 連結実質赤字額	0	0
コ 組合の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	0
② 県債の償還額等に充当可能な基金の残高	1, 362, 293, 511	Δ17, 122, 346
③ 県債の償還額等に充当可能な特定の歳入	51, 675, 035	Δ3, 354, 750
④ 県債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	2, 515, 872, 648	Δ110, 010, 004
⑤ 標準財政規模	1, 541, 095, 813	65, 817, 033
⑥ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費の額	196, 189, 213	Δ9, 508, 890
将来負担比率 ((①－②－③－④)／(⑤－⑥))	153.4	%
(前年度の比率)	(152.0)	%

なお、主な項目の内訳は、以下のとおりである。

① 将来負担額の内訳

イ 債務負担行為に基づく支出予定額の内訳

事項	将来負担額	前年度比較増減
	千円	千円
産業労働センター整備・運営事業契約	1, 455, 628	Δ359, 303
水資源機構営事業負担金	31, 918, 229	Δ6, 747, 544
公共用地先行取得契約	9, 458, 245	1, 048, 396
合計	42, 832, 102	Δ6, 058, 451

ウ 一般会計等以外の特別会計に係る県債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額の内訳

会計名	将来負担額	前年度比較増減
	千円	千円
県立病院事業会計	12,857,444	Δ333,431
水道事業会計	533,432	13,278
工業用水道事業会計	522,589	Δ153,648
流域下水道事業会計	78,440,794	6,177,342
港湾整備事業特別会計	876,619	Δ61,911
合計	93,230,878	5,641,630

カ 設立法人の負債額等に係る一般会計等負担見込額の内訳

(エ) 第三セクター等の内訳

法人名	損失補償 付債務額	算入率	将来負担額	前年度比較増減
	千円	%	千円	千円
公益財団法人愛知臨海環境整備センター	2,593,637	10	259,364	Δ907,773
愛知県住宅供給公社	28,638,094	10	2,863,809	Δ14,110
合計			3,123,173	Δ921,883

(注) 算入率は、法人の経常損益及び純資産による判定又は法人の損失補償付債務の元利償還費に対する県の補助金・貸付金の割合等による判定から、5段階評価で判定した結果に基づくものである。

② 県債の償還額等に充当可能な基金の残高の内訳

基金名	充当可能基金残高	前年度比較増減
	千円	千円
財政調整基金	199,651,648	Δ83,855,796
減債基金	1,077,378,597	51,630,049
国際交流事業推進基金	948,632	Δ105,666
環境保全基金	121,808	Δ49,983
文化振興基金	3,539,908	Δ1,643,456
地域福祉基金	2,701,853	Δ1,018,282
中山間ふるさと・水と土保全基金	378,368	Δ12,201
科学技術振興基金	2,157,256	Δ65,948
産業廃棄物適正処理基金	1,252,303	41,473

あいち森と緑づくり基金	1, 105, 585	270, 277
産業競争力強化減税基金	10, 511, 783	Δ451, 862
障害者福祉減税基金	825, 404	Δ34, 387
愛知県名古屋飛行場等見学者受入拠点施設展示物整備基金	114	10
子どもが輝く未来基金	141, 378	11, 206
展示会産業振興基金	679, 313	Δ32, 349
森林環境譲与税基金	37, 509	Δ23, 645
防災ボランティア活動基金	10, 376	1, 913
アジア・アジアパラ競技大会基金	51, 352, 555	9, 835, 855
退職手当平準化基金	8, 399, 561	8, 399, 561
ソーシャルイノベーション創出基金	5, 005	5, 005
美術品等取得基金	1, 094, 555	Δ24, 120
合計	1, 362, 293, 511	Δ17, 122, 346

3 審査の結果

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の内容を審査した結果は次のとおりであった。

- (1) 健全化判断比率の算出過程に誤りはないことを認めた。
- (2) 算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であることを認めた。

実質公債費比率は、地方交付税算定上の税収の増加に伴い標準財政規模が大きく増加したことなどから、前年度と比べて低下した。

将来負担比率は、元利償還金等に係る交付税算入見込額が減少したことなどから、前年度と比べて上昇しており、今後の推移に留意する必要がある。

今後とも、「あいち行革プラン 2025」に沿った行財政改革の取組を着実に進め、財政の健全化に努められるよう要望する。

第2 資金不足比率の審査

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和7年度決算に係る数値等を基に算定された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、愛知県監査委員監査基準に準拠して審査を実施した。

(1) 審査の項目

資金不足比率

(2) 審査の着眼点

ア 資金不足比率の算出過程に誤りはないか。

イ 算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であるか。

(3) 審査の実施内容

知事から提出された令和7年度決算に係る数値等を基に算定された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、その内容を聴取するなどの方法により、上記2つの着眼点に主眼を置き慎重に審査を行った。

2 資金不足比率の概要

資金不足比率は、いずれの会計も資金不足額が生じていないため、算定されない。

会計名	資金不足比率 (A) / (B)	資金不足額 (A)	事業の規模 (B)
公営企業に係る特別会計(地方公営企業法適用企業)			
	%	千円	千円
・ 県立病院事業会計	— (—)	0	36,644,482
・ 水道事業会計	— (—)	0	29,509,408
・ 工業用水道事業会計	— (—)	0	12,933,312
・ 用地造成事業会計	— (—)	0	156,306,187
・ 流域下水道事業会計	— (—)	0	14,791,272
公営企業に係る特別会計(地方公営企業法非適用企業)			
・ 港湾整備事業特別会計	— (—)	0	1,349,385

- (注) 1 資金不足額がない場合は、資金不足額は「0」で、資金不足比率は「—」で表示する。
 2 ()は前年度の比率を示す。
 3 事業の規模は、営業収益等に相当する額(用地造成事業会計にあつては、資本及び負債の額)である。
 4 資金不足比率に係る経営健全化基準の数値は20%であり、この数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令で定められた数値である。

なお、資金不足額の詳細は、以下のとおりである。

(1) 公営企業に係る特別会計(地方公営企業法適用企業)

会計名	資金不足額 (B) + (C) - (A) - (D))	流動資産等 の額 (A)	流動負債等 の額 (B)	建設改良費等以 外の経費に係る 企業債の現在高 (C)	解消可能 資金不足額 (D)
	千円	千円	千円	千円	千円
県立病院事業会計	0	7,340,284	6,155,821	2,267,176	2,373,902
水道事業会計	0	29,266,289	6,251,531	0	—
工業用水道事業会計	0	14,456,496	4,365,165	0	—
用地造成事業会計	0	73,660,235	5,928,374	0	—
流域下水道事業会計	0	10,823,779	4,535,124	0	—

(注) 1 資金不足額がない場合 $(B) + (C) - (A) - (D) \leq 0$ である場合は、資金不足額は「0」で表示する。

2 解消可能資金不足額(D)は、 $(B) + (C) - (A) > 0$ である場合に算入する。

(2) 公営企業に係る特別会計(地方公営企業法非適用企業)

会計名	資金不足額 (B) + (C) + (D) - (A) - (E))	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)	建設改良費等 以外の経費に 係る県債の現 在高(D)	解消可能 資金不足額 (E)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
港湾整備事業 特別会計	0	4,494,535	4,229,033	1,042	0	—

(注) 1 資金不足額がない場合 $(B) + (C) + (D) - (A) - (E) \leq 0$ である場合は、資金不足額は「0」で表示する。

2 解消可能資金不足額(E)は、 $(B) + (C) + (D) - (A) > 0$ である場合に算入する。

3 審査の結果

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の内容を審査した結果は次のとおりであった。

- (1) 資金不足比率の算出過程に誤りはないことを認めた。
- (2) 算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であることを認めた。

県立病院事業会計は、解消可能資金不足額を控除した結果、資金不足額は算定されていないものの、控除前では、流動負債等の額と建設改良費等以外の経費に係る企業債の現在高の合計額が流動資産等の額を上回っていることから、厳しい資金状況にある。

については、患者数の増加や病床利用率の向上による収益の増加を図るなど、より一層の経営改善を進め、経営の健全化に努められるよう要望する。

(参 考)

地方財政健全化法の各比率の対象範囲



